

「石見の火山」活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大田市日本遺産推進協議会(以下「協議会」という。)は、「石見の火山」活用事業を実施する団体等への補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 令和5年に日本遺産認定から4年目を迎える「石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～」を活用した新たな取り組みを支援することで、日本遺産の認知度向上及び日本遺産を活用した地域活性化を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所又は住所を有し、大田市の観光振興に関わる事業者又は団体等(飲食業者、宿泊業者、食品製造業者、観光施設等運営事業者、商工団体、地域団体、NPO法人等。)
- (2) その他、会長が適当と認める事業者又は団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか1つを満たす事業とする。

- (1) 日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～」を活用し、県内外から大田市への観光誘客を期待することができる新規の取り組み(イベント実施等による集客数の計測及び補助対象者以外への経済波及効果が見込めるものに限る。)であり、継続的に実施することを前提とした取り組みであること。
- (2) 日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～」を活用し、地域活性化を期待できる取り組みであり、継続的に実施することを前提とした取り組みであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 事業周知に係る経費
 - ア 広告費
 - イ 印刷製本費
- (2) 事業運営経費
 - ア 委託料

- イ 謝金、費用弁償
 - ウ 賃金（事業準備や当日の運営等事業執行に直接係るもの）
 - エ 材料費及び消耗品費（参加者特典等）
 - オ 使用料及び借り上げ料
 - カ 保険料
 - キ 通信運搬費
- (3) その他事業実施に必要と認められる経費

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助対象経費に係る補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、100千円を上限とする。ただし、参加費等を徴収するイベントを実施する場合で、余剰金が発生した場合は、その相当額を減ずるものとする。

(他の補助金等との調整)

第7条 補助対象事業が、大田市の他の補助金等の対象となって補助金等の交付を受けた事業等と同一又は一体であると認められる場合には、補助金の交付は行わないものとし、既に交付の決定をしているときは、その決定を取り消すものとする。ただし、会長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日から当該年度の1月末日までとする。ただし、会長が特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付申請は、単年度において1申請者につき1回のみとする。

(申請内容の審査)

第10条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助金の受給資格を有するかを審査の上、補助金支給の適否及び補助金の額を決定する。適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象者に送付するものとする。また、審査の結果、不採択となった場合は、補助金不採択通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

(決定内容の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止する場合には、補助金等変更・中止(廃止)承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、補助事業実績報告書（様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日とする。

(補助金等の額の確定)

第 13 条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 14 条 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める時は、請求に基づき補助金の概算払いをすることができるものとし、その方法については、前項に準ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、会長は、その返還を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から適用する。